平成２１年（フ）第６６９号
大阪市淀川区三津屋中１丁目２番14号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町３丁目10番１号
破産者　日置　礼子
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４９６号
奈良市法蓮町919番地の３
破産者　ニュージョイス州見台店ことカネマス米酒店こと　枡谷　義文
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２０号
岡山県津山市西新町49番地
破産者　大橋　　哲
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２０年（フ）第２８１号
香川県高松市香南町由佐388番地１
破産者　谷　　眞弓（旧姓渡邉）
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５３９号
熊本市梶尾町779番地29
破産者　宮崎あゆみ
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６４号
北海道川上郡弟子屈町朝日１丁目９番５号
破産者　菅野　好明
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３５４号
新潟市中央区長嶺町４番23号　アトール長嶺町602号
破産者　平岩　祥子
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０１号
富山県射水市堀岡明神新25番地、開始決定時の住所富山県射水市太閤山10丁目５番地　県営住宅42―403
破産者　岩谷　　仁
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２０年（フ）第１６１号
石川県能美市山口町ホ75番地５　県営住宅・７―205号、破産手続開始決定時の住所石川県能美市福岡町ロ43番地
破産者　北村　敏紀
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２０年（フ）第８４号
石川県羽咋郡志賀町富来高田３の85番地１
破産者　松田　佑興
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第２６１号
滋賀県草津市平井１丁目３番13号
破産者　サロンド・Ｖこと　富永　光輝
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４１号
滋賀県草津市野路１丁目10番18―1701号
破産者　ケイ・アイ・ワークスこと　小室　育生
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７１号
大津市西の庄10番16号　西の庄ハイツ301号、開始決定時の住所大津市中央３丁目７番８号　グローバル大津中央403
破産者　林　　博子
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１９０３号
京都府城陽市寺田垣内後15番地の２　エクセレントハイツ401号
破産者　岩佐　　正
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１９年（フ）第９９８号
神戸市東灘区住吉東町３丁目15番10号ハーモニーコート東町２Ａ号
破産者　巽　　達哉
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第４８０号
大阪府泉南市信達大苗代62番地　泉南一丘団地66棟503号
破産者　青木　忠志
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１９８号
和歌山市中之島710番地の３　グランドハイツサンシャイン706号室
破産者　濵地　　匠
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２９０号
和歌山市土入65番地
破産者　近藤　　恵（旧姓木村）
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３９３号
和歌山県岩出市金屋243番地の47
破産者　星　かおる
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係